

産業保安行政の概要について

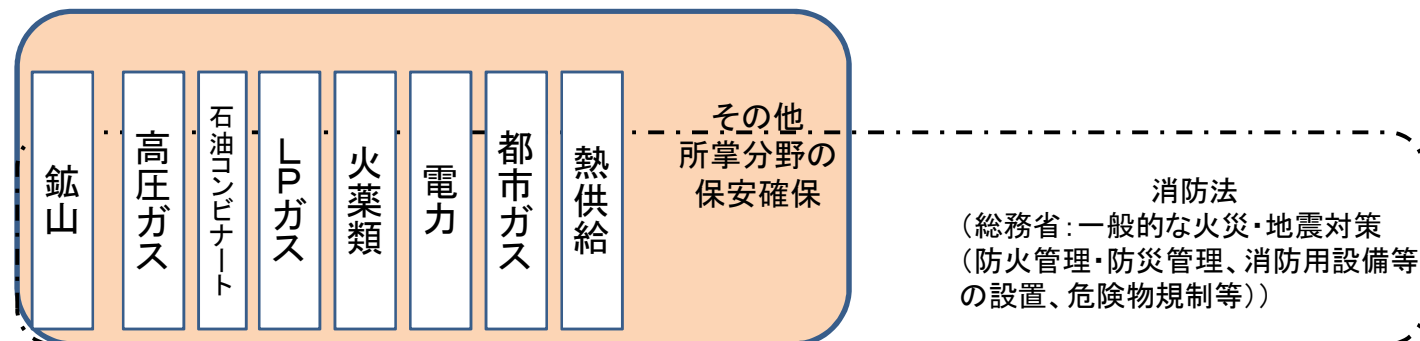
平成24年11月
商務流通保安グループ

本分科会で扱う「産業保安」の範囲

- 経済産業省の保安に係る業務の範囲は、設置法上、「火薬類の取締り、高圧ガスの保安、鉱山における保安その他の所掌に係る保安の確保」と定められており、経済産業省は火薬類や高圧ガスについての個別法令に基づく規制のみでなく、その所掌の全域にわたって保安を確保する責務を有する。※
- 産業における保安を確保するための法体系としては、
 - ・まず、産業の全域に広く規制を及ぼすものとして、消防法が、広く火災の予防、警戒、鎮圧により、国民の生命、身体及び財産を火災から保護するとともに、火災又は地震等の災害による被害を軽減すること等を目的に存在しているが、
 - ・高圧ガス、火薬類等、産業界での事故のリスクが相対的に高い分野については、更に、技術基準を定めること等により安全を確保する個別の法律が策定されており、経済産業省がこれらを執行している。
- 産業保安は、もとより上記のような規制のみで実現されるものではなく、事業者・業界による自主的な取組の上に実現されるものである。従って、所掌範囲全体において、災害が発生した場合には、国民生活や産業活動に大きな影響を与えることから、法律の執行以外にも、自主的な保安の取組の促進等を行っている。
- 本分科会では、経済産業省が執行する個別の産業保安に関する法律に加え、経済産業省の所掌に係るこうした自主的な保安の促進も審議対象となる。
- 鉱山の保安については、鉱山保安法に基づき設置された中央鉱山保安協議会で審議されている。

※法技術的に定義が不要となったため、現在の経済産業省設置法には定義の規定がないが、今回の組織改正前の設置法においては、これが「産業保安」と定義されていた。

経済産業省の所掌に係る保安の確保



産業保安の主な法律一覧(1)

○商務流通保安グループの産業保安各課は、高圧ガス、石油コンビナート、LPガス、火薬類、電力、都市ガス、熱供給及び鉱山に関する保安の確保を担当。主に、以下に示す安全規制に係る企画立案及び執行を行っている。

高圧ガスの保安 (高圧ガス保安法)	高圧ガスに係る製造事業所(約3万)、冷凍事業所(約7万2千)、販売所(約7万7千)等に対する高圧ガス設備や製造・消費等の方法に係る技術基準への適合や、第一種製造者に対する危害予防規程の策定・届出を義務づけること等により、高圧ガスによる災害を防止する。
石油コンビナートの保安 (石油コンビナート等災害防止法)	石油コンビナート内の事業所(約720、うちレイアウト規制事業所約190)に対して、保安管理体制を強化させるとともに、事業所内の施設地区の配置等に関する規制を行うこと等によって、石油コンビナートに係る災害の発生及び拡大を防止する。
LPガスの保安 (液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律)	LPガス販売事業者(約2万2千)に対して、LPガスの販売方法の基準、LPガス供給設備や消費設備の技術基準への適合や、保安業務の着実な実施等を義務付けること等により、一般消費者等が関係するLPガス事故を防止する。
火薬類の保安 (火薬類取締法)	火薬類の製造事業所(約180)、販売所(約3,900)、火薬庫(約4,100)等に対する技術基準への適合や、製造事業所に対する危害予防規程の策定を義務づけること等により、火薬類による災害を防止し、公共の安全を確保する。

産業保安の主な法律一覧(2)

電力の保安 (電気事業法)	電気事業者等に対して、発電所(約4,800、うち事業用約1,400)、送変電設備、需要設備等に関する技術基準への適合や、その工事、維持及び運用に関する保安規程の策定・届出を義務づけること等により、公共の安全及び環境の保全(発電所の建設前の環境アセスメントの審査等)を図る。
都市ガスの保安 (ガス事業法)	ガス事業者(一般ガス事業者:約210、簡易ガス事業者:約1,500)に対して、ガス供給を行うための設備(ガス工作物)に関する技術基準への適合や、ガス工作物の工事、維持及び運用に関する保安規程の策定・届出を義務づけること等により、公共の安全を確保し、公害の防止を図る。
熱供給の保安 (熱供給事業法)	熱供給事業者(81社)に対して、地域冷暖房のために熱供給を行う設備(熱供給施設)に関する技術基準への適合や、熱供給施設の工事、維持及び運用に関する保安規程の策定・届出を義務づけること等により、公共の安全を確保する。

保安関連規制のアプローチ

○産業保安の各法律は、1. ハード面：施設・設備に対する技術基準への適合、2. ソフト面①：事業者の保安体制に関する規程の整備、3. ソフト面②：有資格者の配置などを求めることにより保安を確保している。

1. ハード面：施設・設備等に対する技術基準への適合

- 施設・設備・機器・製造方法・検査方法等に対して、技術基準を設定。
- 技術基準への適合性の維持について、以下の方法等で補完。
 - ・保安検査・定期検査の義務
 - ・工事計画の届出

2. ソフト面①：保安体制に関する規程の整備

- 保安規程の策定・届出義務、危害予防規程の策定・届出義務等により、事業者における保安活動を補完。

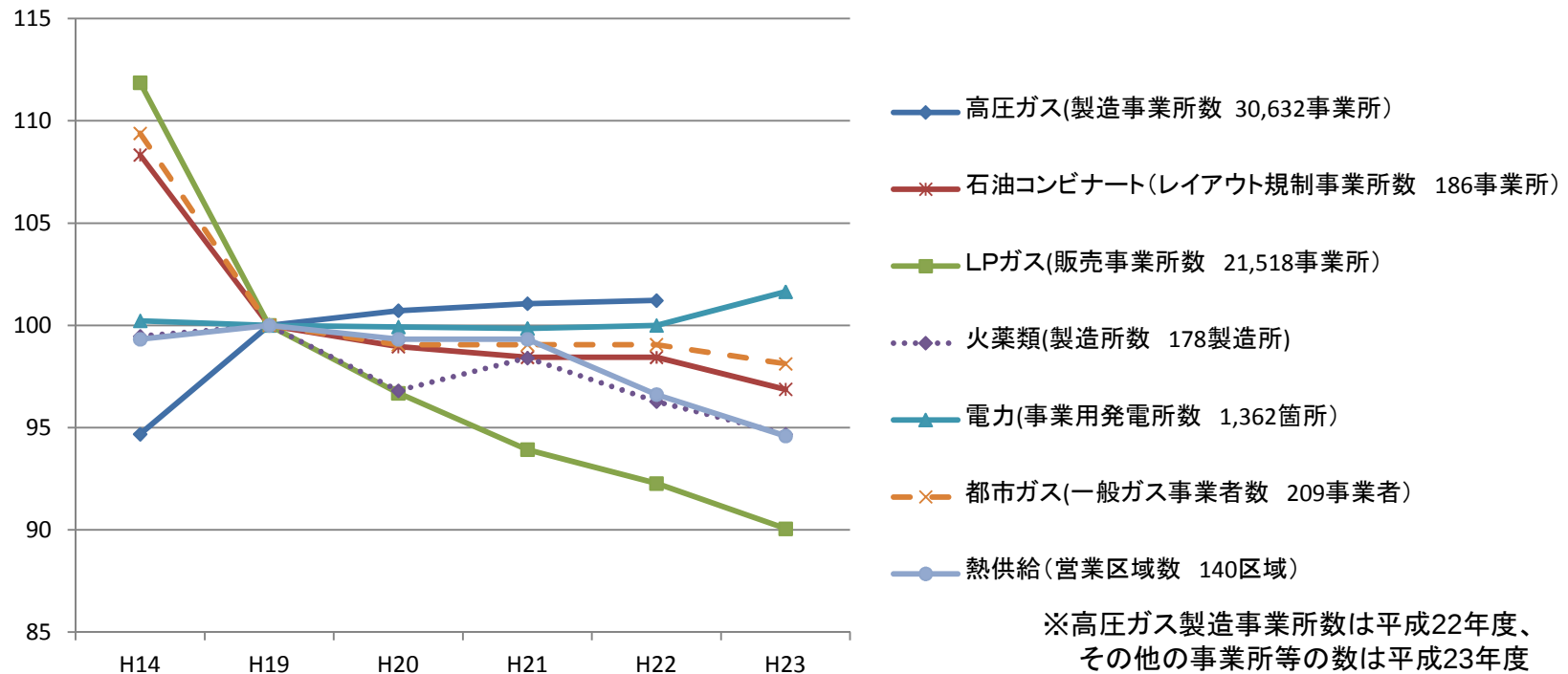
3. ソフト面②：保安規制に係る有資格者の配置

高圧ガス保安法	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律	火薬類取締法	電気事業法	ガス事業法
保安技術管理者等 事業所ごとに選任 製造に係る保安に関する業務 販売主任者 販売所ごとに選任。 販売に関する保安業務	業務主任者 販売所ごとに選任 販売に関する保安業務 （高圧ガス保安法の下での販売主任者が行う） 液化石油ガス設備士 液化石油ガス設備工事	火薬類製造保安責任者 火薬類の製造に係る保安業務 火薬類取扱保安責任者 火薬類の貯蔵、消費に係る保安業務	主任技術者 事業用電気工作物の設置者が選任 事業用電気工作物の工事・維持及び運用に関する保安の監督	ガス主任技術者 事業場ごとに選定 ガス工作物の工事、維持及び運用に関する保安の監督

各法律の規制対象事業所等の数の推移

○各法律毎に、主な規制対象事業所等の増減傾向を見ると、高圧ガスの製造事業者や事業用発電所数はやや増加傾向。石油コンビナート、LPガス、火薬、都市ガス、熱供給の事業所等は減少傾向。特にLPガス販売事業所数の減少割合が大きい。

各法律の対象事業者等数の増減傾向（平成19年度＝100とした時の値）



環境変化等に応じた法令改正・規制緩和の取組

○産業保安分野において、技術革新や社会環境の変化等に対応し、新たな合理的な安全規制を実現するため、保安の確保を大前提として、法令改正や規制緩和の取組が進められている。

<主な事例>

電源供給多様化への対応

- ✓太陽光発電や風力発電等の再生可能エネルギー及び小規模を含む分散型電源の普及が予想される中、規制緩和を求める意見が存在。本年、太陽電池発電設備について、工事計画届出及び使用前安全管理検査を不要とする範囲を500kWから2000kW未満へと拡大した。今後も、安全性の確保を大前提として、主任技術者の外部委託の範囲拡大等の規制の見直しについて検討を行う。
- ✓発電所の建設に際し、事業者が実施する環境影響評価の審査の質の向上が重要。また、東日本大震災以降の厳しい電力需給ひっ迫等により、早急な電源確保のニーズの高まりから火力発電所のリプレイス、風力発電等の環境アセスメントの手続きの簡素化・迅速化が求められており、環境省及び経済産業省間の連絡会議で検討を行い、具体的方策の結論を得る。

水素エネルギー等活用促進

- ✓水素エネルギーは、新エネルギーとして期待が大きいですが、危険性が非常に高いため、合理的な規制の在り方を検討。
- ✓2015年の燃料電池自動車の普及開始を目指し、圧縮水素スタンドの先行整備をするため、高圧ガス保安法上の規制の見直しを進めている。例えば、高圧ガス保安法に基づく省令及び例示基準における技術基準を、820気圧もの水素を安全に使用できるよう改定予定。



水素の爆発実験
(産総研より)